

安中市総合運動公園陸上競技場ネーミングライツスポンサー募集要項

安中市総合運動公園陸上競技場におけるネーミングライツスポンサーを次のとおり募集します。

1 概要

安中市総合運動公園陸上競技場に企業名又は商品名等を冠した愛称を付与する代わりに、ネーミングライツスポンサー（以下「スポンサー」という。）からその対価を得て、安中市総合運動公園陸上競技場の管理運営に役立てるものです。

2 対象施設

- (1) 名称 安中市総合運動公園陸上競技場
- (2) 所在地 安中市宿283番地4
- (3) 敷地面積 21,243㎡
- (4) 施設の内訳
 - ① インフィールド（人工芝・全天候ウレタン舗装） 9,700㎡
・サッカーコート（大人 103m×68m 1面、 小人 68m×50m 2面）
 - ② トラック（全天候ウレタン舗装） 4,217㎡
・400m 8レーン
 - ③ その他の施設
・観客席、更衣室、トイレ、器具庫
- (5) 実施が想定される競技
サッカー、トラック競技、走り幅跳び・3段飛び、走高跳、砲丸投げ
- (6) その他特記事項
 - ① 一般利用開始は令和8年9月を予定しています。
 - ② 令和11年10月ごろ 湯けむり国スポ・全スポぐんま2029のアーチェリー会場として、本陸上競技場を使用予定です。
 - ③ 本ネーミングライツは安中市総合運動公園の一施設である陸上競技場を対象とするものです。プール、テニスコート、野球場、少年野球場は対象外です。

3 募集条件

- (1) ネーミングライツ料
年額100万円以上（消費税及び地方消費税を含む。）を希望します。
ただし、100万円に満たない金額でも申し込みは可能です。

(2) 契約期間

契約期間は、5年間とします。

(3) 愛称の条件

① 愛称の一部に「安中」（又は「あんなか」）を使用すること。

※その他の表記は漢字、ひらがな、カタカナ、ローマ字等特に指定はしません。

② 安中市ネーミングライツ導入に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）「4 募集の条件（4）」に準じます。

(4) 付随的提案

ネーミングライツを契機として、実施可能な地域貢献活動などがある場合は、提案することができます。スポンサーの選定に当たっては、当該提案内容を考慮します。

4 応募資格

(1) 応募資格

ガイドライン「4 募集の条件（3）」に準じます。

(2) ネーミングライツにおける広告の範囲

愛称の表示は、施設の敷地内の看板、市が発行する印刷物及びホームページを原則とし、愛称看板の位置、大きさなど詳細は、市との協議により決定します。

(3) 愛称使用に伴う費用負担

ガイドライン「4 募集の条件（7）」に準じます。

5 提出書類及び応募方法

(1) 提出書類

ガイドライン「5 募集方法（3）」に準じます。

(2) 提出方法

提出書類一式を「11 申込先」に記載の連絡先に持参又は郵送により提出してください。なお、郵送の場合は、簡易書留等確実な方法で提出してください。

(3) 募集期間

令和8年8月3日（月）より随時受け付けし、応募のあった日から起算して7日間を以って応募を締め切り、複数の応募があった場合は併せて審査するものとします。なお、応募があった場合は、市ホームページにてお知らせします。

※直接提出する場合は、平日の午前9時から正午、午後1時から午後5時までとします。

(4) 留意事項

① 申込書等の提出後の再提出及び差し替えはできません。

- ② 提出された書類は、返却いたしません。
- ③ 申込書等の作成及び提出に係る費用は、すべて応募者の負担とします。
- ④ 情報公開請求があった場合は、安中市情報公開条例に基づき公開することがあります。

6 選定方法

ガイドライン「6 選定方法（１）」に準じます。

提出書類を基に、応募された愛称案、ネーミングライツ料、契約期間、経営の安定性、地域貢献などの項目を選定委員会で総合的に審査し、選定します。

7 選定結果の通知及び公表

選定委員会での審査後、全ての応募者に審査結果を「ネーミングライツスポンサー優先交渉権者採用・不採用通知書（様式第４号）」により通知します。

また、スポンサーが決定した場合は、広報や市ホームページ等を通じて、スポンサーの名称、施設の愛称、契約金額、契約期間等について広く公表します。

8 契約の締結

スポンサーの選定後、市とスポンサーで詳細な部分の協議を行い、遅滞なく契約書を取り交わすものとします。なお、契約内容を市ホームページなどで公表する場合があります。

9 スポンサーメリット

- （１） 市ホームページや広報などを通じて愛称の普及を行います。
- （２） 広報にインタビューを掲載できます。（スポンサーに応募する動機、地域貢献への考え方、安中市に対する思い等をPRが可能です。）
- （３） 市と協議の上、施設に愛称看板等を設置することができます。
ただし、屋外に表示する施設名称は屋外広告物にあたるため、法令に基づく規制や群馬県屋外広告物条例等に基づく協議等が必要となり、施設構造により制限が課される場合があります。
- （４） 施設を契約期間内の年度単位ごとに４回（各１日間）を限度に、使用料を無料で使用することができます。
※その他、別途諸条件があります。
- （５） 契約更新の際は、優先交渉権を付与します。

10 その他留意事項

- （１） 契約期間内での愛称の変更はできません。ただし、やむを得ない理由により愛

称を変更する必要がある場合は、市とスポンサーとで協議の上、その可否を決定するものとします。

- (2) 愛称決定後も正式名称を併記することがあります。
- (3) 条例上の施設名称の変更は行いません。
- (4) ネーミングライツ料が著しく不適當であると判断される場合は、不合格とする場合があります。

11 申込先

安中市役所企画政策部財政課資産活用係

〒379-0192 安中市安中2丁目13番7号（安中市役所本庁舎2階）

電話：027-382-1111（代表） FAX：027-381-0503

E-mail：shisan@city.annaka.lg.jp